

聖籠町告示第二十三号

聖籠町介護施設サービス利用者支援事業実施要綱を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町介護施設サービス利用者支援事業実施要綱

(趣旨)

第一条 高齢者向けの介護施設の利用に伴う費用の一部を町が助成し、入所者の経済的負担を軽減する聖籠町介護施設サービス利用者支援事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第二条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、介護保険法(平成十九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第十九条第一項の規定による要介護認定を受け、第三条に規定する施設に入所している者とする。

- 一 聖籠町内に住所を有する者
- 二 法第十三条の規定による住所地特例により他市町村の介護保険施設に入所している者

2 前項の規定にかかわらず、法第十三条の規定による住所地特例により聖籠町内の介護保険施設に入所している者は、対象としない。

(対象施設)

第三条 事業の対象となる施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 法第八条第二十四項に規定する介護老人福祉施設
- 二 法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設
- 三 法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設
- 四 認知症高齢者グループホーム(法第八条第十八項に

規定する「認知症対応型共同生活介護」を提供する事業所をいう。）

五 法第八条第十一項に規定する「特定施設」（法第八条第十一項に規定する「特定施設入居者生活介護」を提供する事業所をいう。）

（申請）

第四条 介護施設サービス利用者支援金（以下「支援金」という。）の支給を受けようとする者は、聖籠町介護施設サービス利用者支援事業認定申請書（別記様式第一号）を町長に提出するものとする。

（支給の決定）

第五条 町長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、その結果を聖籠町介護施設サービス利用者支援金支給決定通知書（別記様式第二号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の額）

第六条 支援金の額は、対象施設への入所に伴い入所者が負担する費用の合計が月額五万円を超えた場合におけるその超えた分の金額とする。ただし、支給額は月あたり三万円を限度とする。

（支給期間及び支払月）

第七条 支援金の支給は、第五条により支給決定した日の属する月の翌月から受給資格を失った日の属する月までとする。

2 支援金の支給は、八月、十二月、四月にそれぞれ前月分までを支払うものとする。

（届出）

第八条 第五条の規定による決定を受けた者が、第二条に規定する条件に該当しなくなったときは、速やかに聖籠

町介護施設サービス利用者支援金受給資格喪失届（別記様式第三号）を町長に提出しなければならない。

（支援金の返還）

第九条 虚偽、その他不正の手段により介護施設サービス利用者支援金を受給したときは、介護施設サービス利用者支援金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

聖籠町介護施設サービス利用者支援事業認定申請書

年 月 日

聖籠町長 様

(申請者)

住所

氏名

印

聖籠町介護施設サービス利用者支援事業実施要綱第4条の規定に基づき、支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、支給決定のため、住民記録の内容及び介護保険サービスの利用状況を閲覧及び使用することに同意します。

記

対象者	住所			
	施設名			
	氏名		性別	男・女
	生年月日	明・大・昭 年 月 日	電話番号	
振 込 先				
金融機関	銀行 信金 農協 信組 労金	本店 支店 出張所	口座 種類	普通 当座
口座番号				
フリガナ				
口座名義人				

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

聖籠町長

聖籠町介護施設サービス利用者支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、聖籠町介護施設サービス利用者支援金の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

対象者氏名	
支給開始の時期	年 月分から
支払月	8月 ・ 12月 ・ 4月 4か月分ずつ支払う。ただし、年度途中の支給決定者は、それぞれの月数分とする。
支払い方法	申請時申込の口座へ振り込みます。

※聖籠町介護施設サービス利用者支援事業要綱第2条に該当しなくなった場合は、受給資格を喪失します。

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

受給者 住 所

氏 名 ⑩

聖籠町介護施設サービス利用者支援金受給資格喪失届

下記の理由のため、聖籠町介護サービス利用者支援金受給資格を喪失したので、聖籠町介護施設サービス利用者支援事業実施要綱第8条の規定により届け出ます。

記

1 対象者氏名

2 喪失事由・年月日